平成２５年（フ）第１７１号
大阪府藤井寺市沢田１丁目24番４号
債務者　小池　　博
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
大阪府柏原市円明町２番82号
債務者　椋井　祐子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
大阪府富田林市青葉丘10―５青葉丘ハイツ10号、住民票上の住所大阪府富田林市青葉丘10番５号―１
債務者　佐野　允子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９０号
大阪府富田林市若松町１丁目４番24号
債務者　浦田　　修
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４０３号
堺市堺区出島海岸通４丁２番６―１号
債務者　石橋菜乃子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１１号
堺市西区上野芝町８丁３番10号　ハイツ上野芝Ⅱ号館207号
債務者　中西　信昭
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１７号
大阪府羽曳野市古市６丁目13番20号
債務者　藤澤　友美
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５５号
堺市堺区北三国ヶ丘町５丁４番22号　エクシブ三国ヶ丘102号
債務者　三谷　道男
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
広島市安佐南区長楽寺１丁目９番５―102号、前住所広島県広島市西区三篠町１丁目１番19―304号
債務者　高井　竹子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１１２号
高知市青柳町61番地21　花園コーポ203号
債務者　松村　藤江
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２０号
高知市東城山町15番地10　城山コーポ１階中
債務者　西本　章雄
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２８４号
福岡県春日市須玖南２丁目56番地ハイツ光102号
債務者　菊武　一美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９号
福岡県大川市大字向島422番地１
債務者　鐘ケ江茂則
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
東京都東村山市富士見町５丁目４番地富士見町５丁目アパート１―306
債務者　古姓　太一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４３５号
東京都府中市本町２丁目20番地の36グリーンハイツ303
債務者　清水　義雄
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８６号
横浜市都筑区大熊町39番地　大倉山陽光ハイツ506号
債務者　立川真理子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９００号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番９―901号
債務者　茂木　則明
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部